

那賀町訪問介護事業所重要事項説明書

当事業所は、ご契約者に対して訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをご説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人那賀町社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 徳島県那賀郡那賀町延野字王子原 3 1 番地 1
- (3) 電話番号 0 8 8 4 - 6 4 - 0 0 2 6
- (4) 代表者氏名 会 長 大 西 英 雄

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の目的 介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に、次のサービスを提供します。
- (2) 開設（サービス開始） 平成 3 1 年 4 月 1 日
- (3) 各事業所の名称、所在地等

種 類	訪問介護・第 1 号訪問介護
事業所の名称	那賀町訪問介護事業所
事業所番号	3 6 7 1 3 0 0 6 6 7
所在地／連絡先	那賀郡那賀町延野字王子原 31-1／0884-64-0026
管 理 者	平 井 啓 一
営 業 日	月曜日～金曜日 ただし、土、日曜日、祝祭日及び12月29日～1月3日を除く
営 業 時 間	8 時 3 0 分～1 7 時 0 0 分
サービス内容	身体介護・生活援助

3. 職員の配置状況

- (1) 管理者 1 名
- (2) サービス提供責任者 1 名
- (3) 訪問介護員等 3 名以上

4. 担当職員の変更

いつでも担当職員の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所では代替りの職員がいないなど、変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。

担当職員が退職する等、正当な理由がある場合に限り、担当職員を変更することがあります。

ただし、訪問介護については職員がローテーションを組み対応しますが、不都合な場合は申し出てください。

5. 事業所が提供するサービスの利用料金

当事業所が提供するサービスの利用料金は別紙のとおりです。お支払い方法については、1 カ月ごとに請求し、原則として翌月 1 0 日に（通帳自動引き落とし）お支払い下さい。

6. 利用の中止、変更、追加等

利用予定日の前に、ご契約者の都合によりサービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合利用予定日の前日までに事業者へ申し出てください。サービスの利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の都合等によりご希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間または日時を契約者に提示して協議します。

7. 緊急時の対応方法

利用者の主治医または、事業者の協力医療機関への連絡を行ない、医師の指示に従います。また、緊急連絡先に連絡いたします。

8. 損害賠償

当事業所は損害賠償保険に加入しています。当事業所が利用者に対して賠償すべきことが起こった場合は誠実に対応いたします。

9. 秘密の保持

当事業所は、利用者にサービスを提供するうえで知り得た情報は、決して第三者に漏らすことはありません。契約終了後も同様です。

サービス担当者会議などで利用者やそのご家族の情報を利用するには、利用者の同意が必要となりますので、別に作成する同意書に記名・押印いただきます。

10. 苦情の受付

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は下記の専用窓口で受け付けます。

苦情受付	〈電話〉 0884-64-0026 (那賀町社会福祉協議会) まで
受付時間	毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

(2) 行政機関その他苦情受付機関

那賀町役場保健医療福祉課	〈所在地〉 徳島県那賀郡那賀町延野字王子原31-1 〈電話〉 0884-62-1141
国民健康保険団体連合会	〈所在地〉 徳島市川内町平石若松78の1 〈電話〉 088-665-7205
徳島県社会福祉協議会	〈所在地〉 徳島市中昭和町1丁目2 〈電話〉 088-654-4461

11. その他

介護職員は

- ・医療行為を行なうことができません。
- ・金銭の貸借、管理など金銭を取り扱うことはできません。
- ・訪問介護職員は、利用者のための家事・介護を行なうのが業務なので、庭の草刈りや他の家族の食事の用意などをすることはできません。

令和 年 月 日

* 指定居宅サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき説明を行いました。

社会福祉法人那賀町社会福祉協議会

説明者職氏名 訪問介護員 _____ (印)

* 私は、本書面に基づき重要事項の説明を受け、指定居宅サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 徳島県那賀郡那賀町 _____

氏名 _____ (印)

※署名代行者住所 _____

氏名 _____ (印)

那賀町訪問介護事業所 訪問介護および介護予防訪問介護料金表

【1】訪問介護（1回あたり）

訪問介護の種類	利用時間	単位数 (単位)	介護報酬 (円)	利用者負担金(円)		
				1割	2割	3割
身体介護	20分未満	167	1,670円	167円	334円	501円
	20分以上30分未満	250	2,500円	250円	500円	750円
	30分以上1時間未満	396	3,960円	396円	792円	1,188円
	1時間以上1時間30分未満	579	5,790円	579円	1,158円	1,158円
	1時間30分以上、 30分増す毎に	83	830円	83円	166円	249円

生活支援	20分以上45分未満	183	1,830円	183円	366円	549円
	45分以上	225	2,250円	225円	450円	675円

身体1+生活1	身体 20分以上30分未満 生活 20分以上45分未満	317	3,170円	317円	634円	951円
身体1+生活2	身体 20分以上30分未満 生活 45分以上70分未満	384	3,840円	384円	768円	1,152円
身体1+生活3	身体 20分以上30分未満 生活 70分以上	451	4,510円	451円	902円	1,353円
身体2+生活1	身体 30分以上1時間未満 生活 20分以上45分未満	463	4,630円	463円	926円	1,389円
身体2+生活2	身体 30分以上1時間未満 生活 45分以上70分未満	530	5,300円	530円	1,060円	1,590円

【2】介護予防総合事業（1月あたり）

項目	利用時間	単位数 (単位)	介護報酬 (円)	利用者負担金(円)		
				1割	2割	3割
訪問型独自サービスⅠ	1週に1回程度(月5回以上)	1,176	11,760円	1,176円	2,352円	3,528円
訪問型独自サービスⅡ	1週に2回程度(月9回以上)	2,349	23,490円	2,349円	4,698円	7,047円
訪問型独自サービスⅢ	1週に2回程度(月13回以上)	3,727	37,270円	3,727円	7,454円	11,181円

【3】介護予防総合事業（1回あたり）

項目	利用時間	単位数 (単位)	介護報酬 (円)	利用者負担金(円)		
				1割	2割	3割
訪問型独自サービスⅣ	1週に1回程度(月4回以下)	268	2,680円	268円	536円	804円
訪問型独自サービスⅤ	1週に2回程度(月8回以下)	272	2,720円	272円	544円	816円
訪問型独自サービスⅥ	1週に2回程度(月12回以下)	287	2,870円	287円	574円	861円

【4】加算

項目	単位数 (単位)	介護報酬 (円)	利用者負担金(円)		
			1割	2割	3割
初回加算	200	2,000円	200円	400円	600円
特別地域訪問介護加算	所定単位×15%				

